

別記様式（第3条関係）

会 議 録（1）

会議の名称	令和4年度 第2回桶川市いじめ防止連絡協議会
開催日時	令和5年2月17日（金） （開会）午後2時30分（閉会）午後3時40分
開催場所	桶川市役所 会議室402
主宰者の氏名	
議長の氏名	
出席者氏名 （委員）	教育部長、子ども未来課長、人権・男女共同参画課長、 生涯学習・スポーツ推進課長、桶川市立小中学校長会長、 中央児童相談所長、桶川市PTA連合会長、
欠席者氏名 （委員）	秘書広報課長、安心安全課長、保育課長、 上尾警察生活安全課長、桶川市青少年問題協議会委員
説明員氏名	
事務局職員 職名及び氏名	学校支援課長 教育部副参事
議 題	1 開会
	2 会長あいさつ
	3 桶川市いじめ防止連絡協議会 傍聴人規約（案）について
	4 協議等 （1）桶川市のいじめに係る現状 （2）いじめ防止への取組（各課および機関より情報提供） （3）いじめ防止リーフレットについて （4）いじめ担当者間連携について （5）意見交換 （6）その他
5 閉会	
決定事項等	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 座席表 ・ 桶川市いじめ防止連絡協議会 傍聴人規約（案） ・ いじめ防止連絡協議会規則 ・ 桶川市のいじめに係る現状 ・ クロームブックの活用ルール ・ 令和4年度ネットトラブル注意報（第3号） ・ 令和4年度ネットトラブル注意報（第4号） ・ 桶川市いじめ防止連絡協議会資料（人権男女共同参画課） ・ いじめの防止・早期発見 早期対応のために（リーフレット） ・ いじめ担当者連携（案） ・ いじめ防止対策に関するこども家庭庁の所掌事務、基本方針の記載 ・ 生徒指導提要の改訂について ・ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について ・ 警察に相談又は通報すべきいじめの事例

会 議 録 (2)

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容 (◎…会長 ○…事務局 ・…委員)
	1 開会
	2 会長あいさつ (略)
会長	3 桶川市いじめ防止連絡協議会 傍聴人規約 (案) について ◎特に意見がないので、次回の協議会から施行する。
	4 協議等
委員	(1) 桶川市のいじめに係る現状 ○事務局より説明 ・いじめの件数に、性的マイノリティーについての数はカウントされているのか。
事務局	○いじめの態様の中に、そのような項目がないので、カウントされていない。実際の実態はわからない。
	(2) いじめ防止への取組 (各課および機関より情報提供)
委員	○事務局より説明 ・「人権の花」の取組は、なぜ小学校だけで、中学校にはないのか。
委員	・国から県、県から市に依頼された事業である。小学校で人権尊重思想を育むことをねらいとしており、中学校は対象ではない。中学生を対象としているものがあるか調べたい。「人権作文」は中学生を対象にしている。
委員	・令和4年度は、日出谷小・桶川東小を対象としていた。植える段階だけでなく、育てる過程でも実際に人権意識を高める取組をしているのか。看板等はあるのか。
委員	・看板についての予算措置は市としてはない。
会長	◎人権の花の存在を知らせるシールがあるので、プランターに貼ってある。
委員	・人権擁護委員が、植える段階で学校を訪れている。育てる過程においては、学校には行っていないが、人権教室として、来校し指導する機会がある。
会長	◎人権擁護委員が来校し、それぞれの学校の植える児童 (クラス単位であったり、委員会活動であったりする) に説明をしてから、共に植えている活動である。
委員	・家庭に啓発していることはあるのか。 ・市としての啓発活動は特にない。活動の様子は県を通じ、報告している。
会長	◎学校単位で、ホームページに取組の様子を掲載している学校はある。
委員	・本課 (生涯学習・スポーツ推進課) の取組について4つほど紹介する。

<p>会長</p>	<p>①青少年健全育成市民会議で、非行防止活動を行っている。その活動は、いじめ防止につながる内容である。 ②巡回指導員を委嘱している。放課後の見守り等を行う中で、いじめを発見した場合には、学校や教育委員会と連携している。 ③放課後子供教室の運営を通じ、学校でのトラブルを発見した場合には、学校に情報提供をしている。 ④スポーツ少年団の中でもいじめはある。指導者への研修はもちろんのこと、学校支援課が作成している「いじめリーフレット」を配付して、多くの目で子供たちを見守っている。 ◎多くのご意見、ありがとうございます。この後、意見交換があるので、その場で意見を出していただきたい。</p>
	<p>(3) いじめ防止リーフレットについて ○事務局より説明（質疑・応答なし）</p>
<p>会長</p>	<p>(4) いじめ担当者間連携について ○事務局より説明 ◎本日、「いじめ担当者連携（案）」の「案」の字を取るために、みなさんにご協議をいただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>・関係課への周知はどのようにするのか。今回の内容は、いつから効力を発するのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>○本日のこの会で初めて関係課の方へは周知している。事務局としては、いじめ防止に対して、市民の一人でもある子供たちを守るため、組織的に取り組みたい。保護者への周知は、いじめリーフレットでできると考える。</p>
<p>委員</p>	<p>・「いじめ担当者連携（案）」の「案」の字を取るの、もう少し詳細な説明があつてからが良い。欠席している課にも説明があつてからが良い。本課（人権・男女共同参画課）の人権擁護委員は、本課の職員ではない。</p>
<p>会長</p>	<p>◎いただいたご意見をもとに、どうしていくのが良いのかを考え、具体的な内容を考えたい。次回の本会に協議を持ち越すのはどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>○次回までに具体的な「案」を作成するので、協議等にご協力いただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>・いじめリーフレットには記入されていない相談窓口で、関係課以外の「その他」を多くして、相談の受け入れ体制を広げることがよい。それぞれの課にいじめ対応への理解を深めていくのがよい。</p>
	<p>(5) 意見交換 ※今までの協議内容を踏まえ、委員一人一人が感じたこと・考えたことなどを小グループとなり、意見交換を行った。グループの代表者が、出てきた意見をまとめて全体に伝えた。以下は、それぞれのグループで出た意見となる。</p>

委員①	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて、保護者の視点で考えるよい機会になった。 ・生涯学習スポーツ推進課のスポーツ少年団の視点から、少年団の中で、指導者によるパワハラがあることを知った。指導者に向けたパワハラ防止を目的とした指導者講習会があることも知った。
委員②	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ担当者間連携は難しいと感じる。秘書広報課・安心安全課・生涯学習スポーツ推進課は、対応に迷いが生じると思う。保護者を納得せさせることは難しいことである。どのようにクリアしていくのか、連携が課題である。内容をよく吟味する必要がある。 ・いじめの認知については、小学校低・中学年が多く、中学生になると少なくなる。中学生になると困っていたことがあってもアンケートに書かない子もいる。書いたことで教員に呼ばれて事情を聞かれることを嫌がる子もいる。しっかりと生徒を観察して、気になったことがあったら声をかけるように、日頃から教員へ指導をしている。教員への指導は管理職としては必要なことである。 ・「聞いてほしいなカード」を子ども未来課では配付している。とても良い取組であり、すでに相談実績もある。
委員 事務局	<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ担当者間連携」は構築する必要がある内容である。保護者の疑念を補う窓口は多くあった方がよい。保護者に対するわかりやすい説明が教育委員会には必要である。最終的には、学校支援課が対応すれば、関係課のハードルが下がるのではないか。 <p>○まずは欠席した課に説明することから始める。次回までには、皆様のご理解をいただけるよう、調整をしていく。</p>
	5 閉会